

帯広市企業立地促進条例 利用の手引

令和6年4月

帯広市 経済部 経済企画課

目次

1. 帯広市企業立地促進条例の趣旨	1
2. 助成制度の概要	2
3. 手続きの流れ	8
○指定申請書の提出	8
○変更届	14
○工事着手届	16
○完成届・操業開始届	17
○操業状況報告書	22
○補助金の申請	23
○固定資産税の免除	29
4. Q&A	30

1. 帯広市企業立地促進条例の趣旨

帯広市企業立地促進条例は、帯広市内に工場などを新設・増設する場合に各種助成を行うことで、企業立地を促進し、これにより産業振興をはかることを目的に制定されました。

<このような制度です>

- 帯広市内に工場などを新設・増設する事業者は、投資額や雇用増に応じて助成を行います。（業種や投資額、雇用者増加数などに関する要件があります。）
- 新設・増設した工場・機械などの固定資産税を3年間免除します。（業種や投資額に関する要件があります。）
- 助成や固定資産税の免除を希望する場合は、工事着工の60日前から30日後までに、帯広市へ申請し、対象者として指定を受ける必要があります。なお、申請内容により指定の対象とならない場合もあります。
- 助成金は、新設・増設した工場などの操業開始より1年を経過した後、現地検査等を実施したうえで支払います。金額により、最大4年間に分割して支払う場合もあります。また、指定を受けた後に投資額や雇用状況に変更があった場合、助成額の減、又は助成の取消となる場合があります。
- 固定資産税の免除は、新設・増設した工場などが課税される年度から3年間は対象となります。

制度に関するご相談は、下記の部署が担当となります。

お気軽にご相談ください。

帯広市役所 経済部 経済企画課 工業振興係

TEL:0155-65-4167(直通)

Mail:keizai@city.obihiro.hokkaido.jp

2. 助成制度の概要

(1) 工場等の新設・増設に対する助成

対象施設	要件		助成額	限度額
・物の製造又は加工を行う施設 ・リサイクル工場	新設	投資額 2千万円超 雇用増 5人以上	投資額の8% 10万円(15万円)/人	投資額分 1億5千万円 雇用増分 5千万円
		投資額 2千万円超 (借主の雇用増5人以上)	投資額の4% (貸主へ助成)	
・新エネルギー電気供給施設 ・植物工場	増設	投資額 2千万円超 雇用増 2人以上	投資額の6% 10万円(15万円)/人	投資額分 1億円 雇用増分 5千万円
		投資額 2千万円超 雇用増 現状維持以上	投資額の4% 再申請期間の条件あり	
・物流関連施設	加算	食産業振興加算	該当投資額の2%	新設・増設限度額と合算
		生産性向上加算 (増設のみ)	該当投資額の1%	
		デジタル化推進加算	当該投資額の1%	
	脱炭素社会推進加算	該当投資額の20%	1千万円	
緑化	工場立地法第6条 届出工場(特定工場)	緑地及び環境施設 1,500円/m ²	5百万円	

(2) 特定事業所、試験研究施設の新設・増設に対する助成

対象業種	要件		助成額	限度額
・特定事業所 ・試験研究施設	新設	投資額 2千万円超 雇用増 5人以上	投資額の8% 10万円(15万円)/人	投資額分 1億円 雇用増分 5千万円
	増設	投資額 1千万円超 雇用増 3人以上		

※(1)、(2)の雇用増に対する助成は、新規雇用者のうち帯広市内に居住する者のみ。

※投資額、雇用増の条件を両方とも満たす必要があります。

(3) 固定資産税の免除

対象業種	要件	免除される固定資産税
・ 製造業	投資額 2千万円超	3年間免除 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物 ・ その他附属設備（冷暖房設備、照明設備、照明設備、通風設備、昇降機等） ・ 構築物（ドック、橋、岸壁、軌道、貯水池、坑道、煙突等） ・ 土地（着工日前1年以内に取得したもの） ・ 機械、装置その他の償却資産
・ 卸売業のうち各種商品卸売業、飲食料品卸売業、竹材・木材卸売業、農業用機械器具卸売業、家具・建具卸売業 ・ 植物工場	投資額 5千万円超	
・ 別表に定める業種	投資額 1億円超	

別表

日本標準産業分類における大分類	中分類
農業、林業	農業（植物工場の定義に該当するものに限る。）
製造業	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、木材・木製品製造業（家具を除く。）、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、化学工業（塩製造業を除く。）、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業（鉄道車両・同部分品製造業を除く。）、その他の製造業
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、熱供給業
情報通信業	情報サービス業、インターネット附随サービス業
運輸業、郵便業	道路旅客運送業、道路貨物運送業、倉庫業、運輸に付帯するサービス業（鉄道施設提供業を除く。）
卸売業、小売業	各種商品卸売業、飲食料品卸売業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業
学術研究、専門・技術サービス業	学術・開発研究機関
宿泊業、飲食サービス業	宿泊業のうち旅館、ホテル（風俗営業法第2条第6項第4号に定める施設を除く。）
生活関連サービス業、娯楽業	市長が特に認めるもの
サービス業（他に分類されないもの）	廃棄物処理業、その他のサービス業

留意事項

○ここでは、新設・増設する建物や導入する機械など、対象となるものをまとめて「施設等」とします。

①新設・増設の定義

新設：帯広市内に施設等を持たない事業者が、新たに施設等を設置する場合

帯広市内に施設等を持つ事業者が、別業種の施設等を設置する場合

増設：帯広市内に施設等を持つ事業者が、当該施設等を増設する場合

帯広市内に施設等を持つ事業者が、市内の別の場所に同業種の施設等を設置する場合（移転を含む）

②投資額の定義

所得税法施行令に定める、次の資産の取得価格を合計したものです。

①建物及び附属設備 ②構築物 ③機械及び装置 ④船舶

⑤航空機 ⑥車両及び運搬具 ⑦工具・器具及び備品

③食産業振興加算

施設等の新設・増設にあたり、食料及び飲料の製造に使用する機械及び装置を導入する場合、通常の投資額に対する助成の割合に2%を加算して補助金を支給します。

④生産性向上加算

施設等の増設にあたり、以下の条件を全て満たす場合、該当する機械等について通常の投資額に対する助成の割合に1%を加算して補助金を支給します。

(1) 取得する設備が、下表の基準に該当すること

機械装置	160万円
工具・器具・備品	30万円
建物附属(償却資産に限る)	60万円

(2) 直近の決算期と比較して、3年後の労働生産性が3年間で9%以上向上する見込みであること

※労働生産性 = (営業利益+人件費+減価償却費) / 従業員数

(3) 労働生産性向上見込みについて、認定経営革新等支援機関から確認書の発行を受けていること

⑤デジタル化推進加算

施設等の新設・増設にあたり、業務プロセス及び生産工程の品質向上のために、データ及びIoT・AIなどのデジタル技術を活用する設備の当該投資額に対して1%を加算して補助金を支給します。

⑥脱炭素社会推進加算

ZEB、NearlyZEB、ZEBReady、ZEBOrientedの認証された施設であり、ZEB化に向けて必要とした建物附属設備、機械及び装置、器具及び備品に対する投資額に対して20%の額を加算する。

※ZEB：Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称
建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

⑦雇用者の定義

工事着工日より引き続き1年以上雇用されており、次の全てに該当する方です。

- (1) 健康保険に加入している
- (2) 厚生年金に加入している
- (3) 雇用保険に加入している
- (4) 労働基準法で定める労働者名簿に記載されている

⑧雇用増の条件

助成の条件となる雇用増は、以下のうち少ないほうの人数をカウントします。

- (1) 工事着工日から補助金交付申請までに増加した、当該施設等の雇用者数
- (2) 工事着工日から補助金交付申請までに増加した、事業者の市内雇用者数

⑨雇用増に対する助成対象

雇用増に対する助成は、増加した雇用者のうち、当該施設等の新設・増設に伴い新たに雇用した、帯広市内居住者の数に応じて助成を行います。

⑩雇用増に対する助成額

雇用増に対する助成額は、⑦で定義された雇用者のうち、雇用期間に定めがなく、かつ雇用保険法における一般被保険者は 15 万円/人、それ以外の場合は 10 万円/人となります。

⑪新設・増設における対象施設

物の製造又は加工を行う施設：日本産業分類における製造業のうち、物の製造又は加工を行う施設

リサイクル工場：一度使用され、又は使用されずに収集されたものを利用できるようにする施設

新エネルギー電気供給施設：太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスを用いて電気を供給する施設

植物工場：米、麦類、雑穀、豆類、野菜（きのこ含む）、果樹、花き類、工芸農作物、ばれいしょ、かんしょ、飼肥料作物、採種用作物を、栽培環境を人工的に制御し、通年で栽培する施設

物流関連施設：物の輸送・梱包・荷捌き等や、保管・貯蔵等を行う施設

特定事業所：ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、機械設計業、デザイン業、システムインテグレーション事業、アプリケーション・サービス・プロバイダ事業、データセンター事業、デジタルコンテンツ事業、コールセンター事業

試験研究施設：高度な技術を工業製品の開発に利用するための試験又は研究を行う施設

⑫移転又は設備更新を伴う増設時の投資額

施設等の市内移転又は機械等の更新を伴う増設の場合、移転の場合は家屋及び償却資産、更新の場合は機械等の直近の評価額を差し引いた額を投資額とします。詳細はご相談ください。

⑬設備投資にあたり、他の補助制度を利用する場合の投資額

新設・増設にあたり、国等の補助金を受けて設備投資を行う場合は、当該金額を投資額から差し引いた額を投資額とします。

ただし、北海道産業振興条例に基づく補助額は、減額対象としません。

⑭増設に係る再申請期間

雇用増を伴わない増設に係る助成を受ける場合、助成対象者として指定を受けた年度の翌年度から5年間は雇用増を伴わない増設に係る助成の指定を受ける事はできません。

(例：令和6年度中に助成に係る指定を受けた場合は、令和12年4月1日以降であれば再度雇用増を伴わない増設に係る助成の申請が可能です。)

⑮雇用増を伴わない増設時の設備更新条件

雇用増を伴わない増設に係る助成を受ける場合で、現在所有している機械等を更新する場合は、機械等の性能が10%以上向上していることが条件となります。既にある機械等に加え、新たに機械等を導入する場合は、制限はありません。

⑯助成限度額について

当市に対する助成限度額は、1回あたりの限度額、通算限度額がそれぞれ定められています。

例えば、増設する場合の投資額に対する助成は1億円となっており、1回目の増設で受けた投資額に係る助成額が1億円に達した場合は、それ以降増設時の助成を受けることはできません。また、1回目の増設で受けた投資額に係る助成が5千万円だった場合は、通算して1億円に達するまで増設に係る助成を受ける事ができます。(複数回申請することも可能です。)

⑰固定資産税免除における対象業種の定義

対象業種名は、総務省が定める日本標準産業分類に基づいています。また、植物工場は帯広市が独自に基準を定めており、新設・増設の場合と同様です。

リサイクル工場は業務内容により判断を行うため、ご相談ください。

3. 手続きの流れ

施設等の新設・増設に係る助成や固定資産税の免除に係る手続きは、次のような流れとなります。それぞれのタイミングで、所定の様式による届出が必要となります。

- ①指定申請書の提出（工事着工日 60 日前から 30 日後まで）
- ②変更届（指定通知後、工事完了までに内容の変更があった場合）
- ③工事着工届（着工後 10 日以内、工事着工後に指定申請書を提出した場合は、指定通知を受け取った後速やかに）
- ④工事完了届（工事完了後 10 日以内）
- ⑤操業開始届（操業開始後 10 日以内）
- ⑥操業状況報告（操業開始年度から 6 年間、各年度決算後 2 ヶ月以内）
- ⑦補助金申請書（操業開始後 1 年を経過してから）
- ⑧固定資産税免除（課税開始年度から 3 年間）

①指定申請書の提出

施設等の新設・増設に係る助成や固定資産税の免除を希望する場合は、指定申請書（様式第 1 号）に必要事項を記入し、提出しなければなりません。

助成と固定資産税免除を併用する場合も、1 度の申請で同時に行うことが可能です。

指定申請書をいただいた後、内容を審査し、助成や固定資産税免除に該当すると判断された方に対し、指定通知書を送付します。大切に保管してください。

<指定申請書の記載ポイント>

様式第1号（第13条関係）

指 定 申 請 書

年 月 日

帯広市長 様

住所には本社所在地の住所を、氏名には代表者の職氏名及び代表印を押印してください。（会社印は×です。）

申請人 住所（法人に

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者氏名）

帯広市企業立地促進条例第3条の規定による指定を受けたいので、別紙関係書類を添えて申請します。

- 1 新設（増設）する工場（リサイクル工場、新エネルギー電気供給施設、植物工場、物流関連施設、特定事業所、試験研究施設、環境施設、別表に定める業種）の名称及び所在地
- 2 業種（事業）
- 3 投資額
- 4 工事着手予定年月日
- 5 工事完成予定年月日
- 6 操業（事業）開始予定年月日（緑化工事の場合は、記入不要）
- 7 食品製造機械等への加算 該当あり・該当なし

新設又は増設する施設がどんなものか、どこに建設するかを記載してください。

食料品や飲料を製造するための新設・増設の場合、該当ありに○をつけてください。（詳細はご相談ください）

申請人は、帯広市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者ではないことを誓約します。

申請人がこれらの者に該当することが判明した場合には、指定が取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。また、上記の誓約内容を確認するため、帯広市が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

別紙

工場（リサイクル工場、新エネルギー電気供給施設、植物工場、物流関連施設、特定事業所、試験研究施設、環境施設、別表に定める業種）新設（増設）計画書

- 1 目的及び事業の概要（当該新設又は増設に係わるもの）
- 2 主要製品名（当該新設又は増設に係わるもの。特定事業所、試験研究施設は事業内容）
- 3 投資額の内容

種別	名称	構造・型式	数量	金額（円）※税込	備考
建 物					建設着手予定年月日
構 築 物					
機械及び装置					
工具、器具及び備品					
そ の 他					
減価償却資産額（市内移転又は設備更新時のみ）					
他の補助金受領予定額					
差 引 投 資 額					
土 地	所 在 地 目	地 積（㎡）	土 地 取 得 日	備	

種別ごとに、取得予定の資産名称等を記載してください。

市内移転又は設備更新に係る増設の場合は、投資額から現在所有している減価償却資産額を差し引く必要があります。固定資産台帳の写しなどをいただく必要がありますので、詳細はご相談ください。

国の補助金などを申請予定の場合は、採択された際にもらえる補助金の見込み額を記載してください。

施設の新設・増設に合わせて土地を購入しており、固定資産税の免除を希望する場合は、必要事項を記載するとともに土地の取得年月日・金額がわかるものの写し（契約書等）を添付してください。

- 注1 所得税法第17条第1項第1号に規定する建設費を記載すること。
 (1) 建物及び構築物
 (2) 機械及び装置
 (3) 航空機
 (4) 船舶
 (5) 航空機
 (6) 船舶
 (7) 工具、器具及び備品
- 注2 環境施設については、その他の欄に記載すること。
- 注3 市内移転又は設備の更新を伴う増設の場合は、移転直前の当該施設等の減価償却資産額を「移転前減価償却資産額（市内移転又は設備更新時のみ）」欄に記載すること。
- 注4 投資額の内容は、償却資産申告書や固定資産税台帳等に準じて記載すること。

4 所要資金調達計画(金融機関別、年度別) 単位：千円

借入年度 金融機関名	年 度	年 度	年 度	合 計
合 計				

5 操業(事業)開始後5年間の生産計画及び販路

(1) 生産計画

年 度	初 年 度	2 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度
生産品目					

新設・増設する施設で生産予定の商品の、5年間の生産計画を記載してください。また、増設の場合は既存設備での生産計画も記載してください。

注1 増設の場合

注2 工場、リサ

新設・増設により生産した商品の主な販売先を記載してください。

(2) 販路

6 所要電力及び用水

契約電力 kw
 月間使用電力見込み kwh
 年間使用電力見込み kwh
 用水(水源等) t/日

7 生産工程の概要(工場、リサイクル工場)

新設・増設する施設で生産する商品の生産工程を記載してください。
 書ききれない場合や行程が多い場合は、別に書類を添付してください。

現在の雇用者と、新設・増設にあたり雇用を予定している雇用者数をそれぞれ記載してください。既存雇用は着工日時点で雇用されている雇用者のうち1年後も引き続き働く予定の雇用者を、市外事業所からの異動は、帯広市外に事務所があり、そこから当該施設等に異動を予定している人がいる場合に記載してください。
 新規雇用者は、着工日以降に新たに雇用予定の人数を記載してください。
 新設する工場等を他の事業者へ貸し出す場合は、貸出先の事業者が雇用する予定の人数を記載してください。

8

区分	雇用者の内訳	着工日時点における雇用者数	交付申請予定日における予定雇用者数	
			内訳	備考
認定対象施設等	既存雇用者数		(既存雇用)	
			(市外事業所からの異動)	
			(既存常用雇用者 計)	
	新規雇用者数			
市内既設事業所	既存雇用者数		(既存雇用)	
			(市外事業所からの異動)	
			(既存常用雇用者 計)	
	新規雇用者数			
合 計				

新設・増設する施設以外に、帯広市内に事業所や施設を持っている場合は、その事業所の現在の雇用者数や今後の予定数を記載してください。複数の事業所がある場合は、合算してください。

事業所から指定対象施設等又は帯広市内の既設事業所へ異動する者、着工日以降に雇用し、引き続き1年以上雇用される予定の者の雇用者数の数を記入すること。

雇用者の一覧

番号	氏 名	生年月日	業 務 の 類	雇 入 年 月 日	住 所	常 用 ・ 臨 時 の 別	備 考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

注 申請時点で規則第8条第2号から第5号までの要件（労働者名簿法第49号）第107条に基づく労働者名簿から転記する

着工日時点での雇用者の内訳を、労働者名簿から転記して記載してください。記載欄が足りない場合は、別添資料として添付してください。

9 主要原材料及びその調達計画（環境施設のみの場合は不要）

10 事業収支計画（環境施設のみの場合は不要）

単位：円

決算年	営業利益 (A)	人件費 (B)	減価償却費 (C)	計 (D=A+B+C)	従業員数 (E)	労働生産性 (D/E)

施設の新設・増設に伴う利益等の推移（見込）を記載してください。

指定申請時における直近の状況と、今後3年間の見込みを記載すること。

今後3年間の営業利益、人件費、減価償却費の見込みと、その根拠を記載した書類を添付すること。（様式任意）

11 食品製造機械等に対する加算に係る添付書類（該当者のみ）

12 その他の添付書類

1 工場（リサイクル工場、試験研究施設、環境施設、

食産業振興加算の対象となる場合は、対象機械の概要がわかるパンフレット等の資料を添付してください。

（1）工場（リサイクル工場、新エネルギー電気供給施設、植物工場、物流関連施設、特定事業所、試験研究施設、環境施設、別表に定める業種）位置図

（2）工場（リサイクル工場、新エネルギー電気供給施設、植物工場、物流関連施設、特定事業所、試験研究施設、環境施設、別表に定める業種）内配置図

（3）工場（リサイクル工場、新エネルギー電気供給施設、植物工場、物流関連施設、特定事業所、試験研究施設、環境施設、別表に定める業種）立面図

（4）設備配置図

（5）環境施設平面図及び工場立地法届出書の写し（該当する場合のみ）

2 生産工程図（工場、リサイクル工場、新エネルギー電気供給施設、植物工場、物流関連施設）

3 土地取得年月日及び取得価格を示す書類（売買契約書の写し等、土地の固定資産税免除対象の場合）

4 会社にあつては、次の事項を記載した書類（会社以外の個人にあつては、これに準ずるもの）

（1）会社設立年月日

（2）資本金

（3）会社の沿革及び現況

（4）既存工場（リサイクル工場、新エネルギー電気供給施設、植物工場、物流関連施設、特定事業所、試験研究施設、環境施設、別表に定める業種）の所在地及び名称、生産能力（工場、リサイクル工場、新エネルギー電気供給施設、植物工場、物流関連施設）並びに従業者数等

（5）最近2期の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書

（6）定款

5 法人にあつては、法人の登記事項証明書

6 その他参考となるもの

申請書のほかに添付が必要な書類が記載されています。多数となりますので、漏れが無いようにご注意ください。

②変更届

指定通知書を受け取った後、指定申請書への記載事項のうち、以下に掲げる事項が変更となった場合は、工事完了前に計画変更承認申請書（様式第3号）を提出する必要があります。

- 施設等の所在地
- 業種（事業）
- 投資額（3割以下の減を除く）
- 主要製品名
- 雇用の状況のうち、交付申請予定日における予定雇用者数
- その他工事計画の遂行に重大な影響を与える事項

様式第3号（第14条関係）

計 画 変 更 承 認 申 請 書

年 月 日

帯広市長 様

申請人 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者氏名）

帯広市企業立地促進条例施行規則第14条第1項の規定により、指定に係る工場（リサイクル工場、新エネルギー電気供給施設、植物工場、物流関連施設、特定事業所、試験研究施設、環境施設、別表に定める業種）の新設（増設）計画を次のとおり変更したいので、申請します。

- 1 新設（増設）する工場（リサイクル工場、新エネルギー電気供給施設、植物工場、物流関連施設、特定事業所、試験研究施設、環境施設、別表に定める業種）の名称及び所在地並びに当該工場（リサイクル工場、新エネルギー電気供給施設、植物工場、物流関連施設、特定事業所、試験研究施設、環境施設、別表に定める業種）に係る
- 2 新設（増設）計画の変更内容
- 3 新設（増設）計画を変更しようとする理由

注 2については、様式第1号に準じて新旧を比較対照すること。

事業の変更内容と変更理由を記載してください。
また、事業の変更により指定申請時に提出した書類のうち変更となる数値等について、比較できるような書類を添付してください。

変更内容について審査し、適当と認められた場合は、計画変更決定通知書（様式第4号）により通知します。

また、工事の中止又は変更により助成又は課税免除に係る要件を満たさなくなった場合は、計画廃止（変更）届（様式第5号）を提出する必要があります。

③工事着手届

指定申請書の提出後、施設等の工事に着手した際は10日以内に工事着手届（様式第6号）の提出が必要となります。工事着手後に指定申請を行った場合は、指定日から10日以内に提出してください。

様式第6号（第15条関係）

工 事 着 手 届

年 月 日

帯広市長 様

申請人 住所 （法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名 （法人にあっては、その名称及び代表者氏名）

帯広市企業立地促進条例施行規則第15条第1項
イクル工場、新エネルギー電気供給施設、植物工場
環境施設、別表に定める業種）の工事に着手しまし

対象施設の名称、所在地、指定年月日及び指令番号を記載してください。
指定年月日と指令番号は、指定通知書の日付と帯経企第〇〇号を指します。

- 1 新設（増設）する工場（リサイクル工場、新エネルギー電気供給施設、植物工場、物流関連施設、特定事業所、試験研究施設、環境施設、別表に定める業種）の名称及び所在地並びに当該工場（リサイクル工場、新エネルギー電気供給施設、植物工場、物流関連施設、特定事業所、試験研究施設、環境施設、別表に定める業種）に係る指定年月日及び指令番号

2 着手年月日

実際に着手した日と、完成予定日を記載してください。

3 完成予定年月日

④完成届、⑤操業開始届

指定を受けた事業者は、当該施設等の完成日から10日以内に工事完成届（様式第7号）を提出する必要があります。環境施設整備に係る指定を受けている場合は、合わせて実績報告書（様式第8号）を提出してください。

また、当該施設等が操業を開始した時は、操業開始日から10日以内に操業（事業）開始届（様式第9号）を提出する必要があります。

完成日と操業開始日が同日である場合、又は工事完成届の提出期間中に操業を開始した場合は、それぞれの届出を同日に提出することができます。

<工事完成届>

工 事 完 成 届	
	年 月 日
帯広市長	様
申請人 住所 （法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
氏名 （法人にあつては、その名称及び代表者氏名）	
帯広市企業立地促進条例施行規則第15条第3項の規定により、指定に係る工場（リサイクル工場、新エネルギー電気供給施設、植物工場、物流関連施設、特定事業所、試験研究施設、環境施設、別表に定める業種）の工事は別紙のとおり完成しましたので、お届けします。	
1	新設（増設）する工場（リサイクル工場、新エネルギー電気供給施設、植物工場、物流関連施設、特定事業所、試験研究施設、環境施設、別表に定める業種）の名称及び所在地並びに当該工場（リサイクル工場、新エネルギー電気供給施設、植物工場、物流関連施設、特定事業所、試験研究施設、環境施設、別表に定める業種）に係る指定年月日及び指令番号
2	投資額の内訳 別紙
3	完成年月日
	実際の完成日を記載してください。
	完成した施設等の操業予定日などを記載してください。
4	工場（リサイクル工場、新エネルギー電気供給施設、植物工場、物流関連施設、特定事業所、試験研究施設、環境施設、別表に定める業種）の現況

5 投資額の内訳

	名 称	構造・型式	指定申請時		完成時		備 考
			数量	金額 (円)	数量	金額 (円) ※税込	
建 物							特別償却の有無
構 築 物							
機械及び装置							
工具、器具及び備品							
そ の 他							
減価償却資産額 (市内移転又は設備更新時のみ)							
他の補助金受領予定額							
差 引 投 資 額							
土 地	所 在	地 目	地 積 (㎡)	土 地 取 得 日	備 考		

指定申請時の予定金額と、完成時の実金額を対比する形で記載してください。

注1 投資額の内容は、償却資産申告書や固定資産税台帳等に準じて記載すること。

注2 特別償却を行う資産がある場合は、備考欄に記載すること。

注3 環境施設については、その他の欄に記入すること。

注4 市内移転又は設備の更新を伴う増設の場合は、移転直前の当該施設等の減価償却資産額を「移転前減価償却資産額 (市内移転又は設備更新時のみ)」欄に記載すること。

<環境施設整備を行う場合>

実 績 報 告 書

年 月 日

帯広市長 様

申請人 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者氏名)

帯広市企業立地促進条例施行規則第15条第4項の規定により、指定に係る環境施設の実績を報告します。

- 1 環境施設の名称及び所在地並びに当該環境施設に係る指定年月日及び指令番号
- 2 投資額
- 3 業種
- 4 工事着手年月日
- 5 工事完成年月日
- 6 工事の概要

注 環境施設完成写真を添付すること。

<操業開始届>

様式第9号（第16条関係）

操 業（ 事 業 ） 開 始 届

年 月 日

帯広市長 様

申請人 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者氏名）

帯広市企業立地促進条例施行規則第16条の規定により、指定に係る工場（リサイクル工場、新エネルギー電気供給施設、植物工場、物流関連施設、特定事業所、試験研究施設、環境施設、別表に定める業種）の操業（事業）を開始しましたので、お届けします。

- 1 新設（増設）する工場（リサイクル工場、新エネルギー電気供給施設、植物工場、物流関連施設、特定事業所、試験研究施設、環境施設、別表に定める業種）の名称及び所在地並びに当該工場（リサイクル工場、新エネルギー電気供給施設、植物工場、物流関連施設、特定事業所、試験研究施設、環境施設、別表に定める業種）に係る指定年月日及び指令番号
- 2 操業（事業）開始年月日
- 3 工場（リサイクル工場、新エネルギー電気供給施設、植物工場、物流関連施設、特定事業所、試験研究施設、環境施設、別表に定める業種）の現況
- 4 新設（増設）に伴い新たに雇用した者の内訳 別紙1

操業開始後の年間予定生産量などを記載してください。

⑥操業状況報告書

助成又は課税の免除の指定を受けた年度（この場合、指定事業者の会計年度を指します）から6年間、各年度終了後2ヶ月以内に操業（事業）状況報告書（様式第17号）を提出する必要があります。その際に、決算報告書も合わせて添付してください。

様式第17号（第23条関係）

操業（事業）状況報告書

年 月 日

帯広市長 様

申請人 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者氏名）

帯広市企業立地促進条例施行規則第24条の規定により、指定に係る工場（リサイクル工場、新エネルギー電気供給施設、植物工場、物流関連施設、特定事業所、試験研究施設、環境施設、別表に定める業種）の操業（事業）状況を次のとおり報告します。

1 工場（リサイクル工場、新エネルギー電気供給施設、植物工場、物流関連施設、特定事業所、試験研究施設、環境施設、別表に定める業種）の現況（当該年（年度）の操業（事業）状況を表により記載すること。）

単位：人

職種				計
決算終了時の雇用者数				

単位：円

区分	年間生産量	出荷額 (千円)
生産品目		

帯広市内の事業所で働いている雇用者の職種（事務員、作業員等）と人数をそれぞれ記載してください。

単位：円

市税の種類	税額
法人市民税	
固定資産税	
都市計画税	
個人住民税	
その他の市税	
合計	

2 その他（増設計画等があれば、具体的に記載すること。）

注 法人税該当決算報告書を添付すること。

⑦補助金の申請

補助金は、操業を開始してから1年が経過した日の属する年度か、その翌年度に申請することができます。

1. 緑化工事を伴わない場合⇒第10号様式で申請

補助金交付申請書	
年 月 日	
帯広市長	様
申請人 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者氏名)	
帯広市企業立地促進条例第4条第12項の規	補助金算定方法に基づいた補助金額を記載してください。詳細は、ご相談ください。
類を添えて申請します。	いので、別紙関係書
1 補助金交付申請額	円
内訳	投資額を基準とする額
	食品製造機械等への加算額
	脱炭素社会推進施設への加算額
	生産性向上資産への加算額
	デジタル技術活用資産への加算額
	雇用増を基準とする額
2 投資額の内訳	別紙1
3 新設(増設)に伴う雇用者の状況及びその内訳	
	別紙2及び別紙3
4 操業(事業)開始年月日	
5 工場(リサイクル工場、新エネルギー電気供給施設、植林	補助金申請時点での施設等の稼動状況を記載してください。
試験研究施設、環境施設、別表に定める業種)の現況	

申請人は、帯広市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者ではないことを誓約します。

申請人がこれらの者に該当することが判明した場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部が取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。また、上記の誓約内容を確認するため、帯広市が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

別紙1

種別	名称	構造・型式	数量	金額(円) ※税込	耐用年数	備考
建 物						特別償却の有無
構 築 物						
機 械 及 び 装 置						
工 具、器 具 及 び 備 品						
そ の 他						
減価償却資産額（市内移転又は設備更新時のみ）						
他の補助金受領予定額						
差 引 投 資 額						
土 地	所 在 地 目	地 積 (㎡)	土 地 取 得 日			

新設又は増設で取得した建物や償却資産等の内訳を記載してください。(基本的には、完成届の内容と同様になります。)

- 注1 投資額の内容は、償却資産申告書や固定資産台帳等に準じて記載すること。
- 注2 特別償却を行う資産がある場合は、備考欄に記載すること。
- 注3 市内移転又は設備の更新を伴う増設の場合は、移転直前の当該施設等の減価償却資産額を「移転前減価償却資産額（市内移転又は設備更新時のみ）」欄に記載するほか、直近の固定資産税台帳など、期末簿価がわかる資料を添付すること。

別紙2

新設（増設）に伴う雇用の状況

区分	雇用の内訳	着工日における雇用者数	現在の雇用者数		増減
			内訳		
認定対象 工場等	既存 雇用者数	/	内 訳	(既存雇用)	
				(市外事業所からの異動)	
			(既存常用雇用者 計)		
	新規 雇用者数				
市内既設 事業所	既存 雇用者数	/	内 訳	(既存雇用)	
				(市外事業所からの異動)	
			(既存常用雇用者 計)		
	新規 雇用者数				
合 計					

注1 市外事業所からの異動に異動となった者の数を記載してください。
 注2 新規雇用者数は、認定申請時点での雇用者数を記入すること。
 注3 工場等を新設し貸し出す事業所は、認定申請時点での雇用者数を記入すること。

雇用者の増加状況を確認するため、着工日時点と、補助金申請時点での雇用者数をそれぞれ記載してください。
 当該施設等とは別の事業所等が帯広市内にある場合は、市内既設事業者欄に記載してください。
 (事業所等が複数ある場合は、合計の雇用者数を記載してください。)

の既設事業所
 用されている
 。

2. 緑化工事を伴う場合 ⇒第 11 号様式で申請

補助金交付申請書

年 月 日

帯広市長 様

申請人 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者氏名)

帯広市企業立地促進条例第 4 条第 12 項の規定により、補助金の交付を受けたいので、別紙関係書類を添えて申請します。

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 環境施設の投資額
- 3 環境施設の実施面積
- 4 工場（リサイクル工場）を新設（増設）する場合にあっては、その投資額
- 5 業種
- 6 環境施設完成年月日
- 7 実績報告書提出年月日

注 環境施設に係る完成平面図

申請人は、帯広市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団関係事業者ではないことを誓約します。

申請人がこれらの者に該当することが判明した場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部が取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。また、上記の誓約内容を確認するため、帯広市が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

補助金交付申請書を受理した後、内容が適切であると確認できた場合、補助金交付決定書（様式第 13 号）を交付します。その後日程を調整のうえ会社を訪問し、導入設備や雇用の状況等について確認を行います。その際、補助金交付申請書の記載内容と異なる事項が確認された場合、補助金の減額や取消となる場合があります。

全て確認が取れた後、補助金の額の確定通知書（様式第 15 号）を交付します。確定通知書に記載されている金額の請求書を帯広市長宛に提出いただいた後、補助金を支払います。請求書を受け取ってから概ね 10 日前後でのお支払いとなります。

注：補助金の交付予定額が一定以上となる場合、分割払いとなります。

金額と分割年数は以下のとおりです。

1,000 万円未満	1,000 万円以上 2,000 万円未満	2,000 万円以上 4,000 万円未満	4,000 万円以上
1 年	2 年	3 年	4 年

各年ごとの支払額に 1,000 円未満の端数が発生した場合、初年時に含めて支払います。

⑧固定資産税の免除

固定資産税は、当該施設への課税が開始される年度から3年間にわたり免除されます。固定資産税の免除を受けるためには、課税される年の1月末までに「課税免除申請書」を提出してください。また、申請書は各課税年度ごとに申請する必要があります。

例：令和6年中に建物が完成

→令和7年度から課税対象となるため、令和7年・8年・9年の1月末までにそれぞれ課税免除申請書を提出

課税免除申請書						
帯広市長 様						年 月 日
<p>申請者 住所(所在地) 氏名(名称)</p>				<p>年度分の下記の資産に課される固定</p>		
<p>帯広市企業立地促進条例第4条第12項の規定に基づき、 資産税の課税免除を申請します。</p> <p>なお、本件について必要に応じて当社(私)の帯広市固定 資産税を申請します。</p>				<p>事業の種類：当該施設の業種 設備を設置した場所・時期：施設の住所、完 成日をそれぞれ記載してください。</p>		
事業の種類						
設備を設置した場所						
設備を設置した時期						
土 地	所在	地目		地積(m ²)		
	<p>免除対象の土地がある場合、住所、不 動産登記法上の分類、面積をそれぞれ 記載してください。</p>					
家 屋	所在	種類・構造		床面積(m ²)		
	<p>建物の住所、種類・構造(工場・鉄骨 造など)、床面積を記載してください。</p>					
償 却 資 産	名称	種類	数量	取得価格(円)	取得 年月	耐用 年数
	<p>償却資産申告書や固定資産台帳など に準じ、償却資産の情報を記載して ください。件数が多い場合は、別に資料を 添付する形での提出も可能です。</p>					

4. Q&A

Q. 施設等を賃借する場合、補助金の対象となりますか。

A. 施設等を新たに取得した事業者が別の事業者へ当該施設を貸し出した場合、投資額が2,000万円を超え、借主が新たに5人以上の雇用を行うことで補助金の助成対象となります。詳細については、お問い合わせください。

Q. 今まで食品機械製造業として、増設に係る投資額助成が通算で1億円の上限まで達しています。今回、食品メーカーと連携し、加工食品の製造にも進出しようと考えています。この場合、助成を受けることは可能ですか。

A. これまで条例に基づく助成を受けた事業者であっても、助成を受けた業種とは別の業種の施設等を設置する場合、新設とみなします。また、新設した加工食品工場を増設する場合も、業種が異なる場合は上限額を新たに通算するため、1億円まで増設に係る助成を受けることができます。

Q. 現在食品製造業を営んでおり、生産ラインの増設にあたり助成を受けたいと考えていますが、食産業振興加算はどの範囲まで加算の対象となりますか。

A. 食産業振興加算は、食料又は飲料の製造に使用する機械及び装置に対し加算を行います。食品製造に係る生産ラインであれば概ね該当すると思われませんが、例えば完成した食品を保管しておく冷蔵庫などは製造機能の向上が図られないことから、加算の対象外となります。実際にどの機械及び装置が加算となるかはそれぞれの事例を見ながら判断するため、食産業振興加算の適用を希望する場合は、事前にご相談をいただくとともに、製造ラインの内容がわかるような資料を申請時に添付してください。

Q. 脱炭素社会推進加算は、具体的にどのようなものが対象となりますか。

A. ZEB、NearlyZEB、ZEBReady、ZEBOriented の認証された施設であり、ZEB化に向けて必要とした建物附属設備、機械及び装置、器具及び備品に対する投資額が対象となります。

脱炭素社会推進加算を利用するためには、第三者評価機関により認証されたことがわかるものの写しが必要となります。

Q. デジタル化推進加算は、具体的にどのようなものが対象となりますか。

A. 施設等の新設・増設にあたり、業務プロセス及び生産工程の品質向上のために、データ及びIoT・AIなどのデジタル技術を活用する機械及び装置、工具、器具及び備品に対する投資額が対象となります。なお、ソフトウェアは投資額対象となりません。

Q. 帯広市外に本社がある会社で、帯広に工場を建設しようと考えています。従業員について、まずは本社からの配置転換により確保しようと考えていますが、この場合は助成の対象となりますか。

A. 雇用増の条件は、①工場の雇用増数 ②事業者の市内雇用増数 のどちらか少ない人数となります。帯広市内に工場を持っていない場合は、①=②となるため、配置転換される従業員が5名以上おり、それぞれが雇用者の条件を満たし、かつ投資額の条件を満たせば助成の対象となります。

ただし、雇用増に対する助成は増加した雇用者のうち、新たに雇用した帯広市内に居住する方に限られるため、該当となりません。

Q. 新設に伴い5名を正社員として新たに雇用しましたが、うち1名が本人の都合で退職してしまいました。この場合、助成の要件を満たさなくなりますか。

A. 雇用者が本人の都合で退職した場合、2ヶ月以内に後任を雇用し、かつ前任者と後任者の雇用期間が併せて1年以上となった場合、雇用者の要件を満たすこととなります。もし、2ヶ月以内に後任が雇用できなかった場合、雇用増が4名となるため新設に係る助成の要件を満たさなくなり、助成を受けることができなくなります。

Q. 正社員でなく、パートの雇用でも雇用増として認められますか。

A. 雇用者の定義は

- ①着工日以降引き続き1年以上継続して雇用されている
- ②健康保険に加入
- ③厚生年金に加入
- ④雇用保険に加入
- ⑤労働者名簿に記載

となっています。これらの条件を全て満たせば、正社員でなくても雇用者としてカウントされます。

Q. 雇用に対する助成の条件となっている「新たに雇用された帯広市内に居住するもの」は、どのように確認するのですか。

A. 雇用の状況は、補助金交付申請時に

①雇用保険等の加入日と着工日を確認し、着工後に雇用されているか確認

②労働者名簿により、帯広市内に居住しているか確認

などの方法で行います。

Q. 新設(増設)にあたり、家屋や償却資産は会社で取得するが、土地は個人(社長名義)で取得する場合、両方とも課税免除の対象となりますか。

A. 資産の取得は、事業に必要なものとして一体で取得していただく必要があります。このため、名義も同一であることが免除の要件となります。

Q. 10年前に購入した土地に施設等の増設を行う場合、その土地は固定資産税免除の対象となりますか。

A. 土地の免除は、施設等の新設・増設のために購入した土地を免除します。この基準として、着工日から1年以内に購入した土地を免除の対象としています。

今回の場合は購入時期が10年前の土地ですので、免除の対象にはなりません。

Q. 着工日から1年以内の土地の取得であれば固定資産税の免除となるが、土地の賃貸契約の場合はどうなりますか。

A. 賃貸契約の場合は固定資産税免除の対象外となります。

Q. 工事完成までに施設の一部完成や機械装置等の一部導入となる場合、固定資産税の免除はどうなりますか。

A. 完成・導入が完了したのから随時固定資産税免除となります。

例：令和6年12月31日までに機械装置Aを導入したが、機械装置Bは令和7年

中に導入予定の場合

⇒機械装置 A は令和7年1月31日までに「課税免除申請書」を提出することで、令和7年～令和9年の3か年固定資産税が免除される

⇒機械装置 B が令和7年中に導入された場合、令和8年1月31日までに「課税免除申請書」を提出することで令和8年～令和10年の3か年固定資産税が免除される

Q. 指定申請書を提出する前に、施設等の増設に係る契約を行ったり、一部手付金を支払うことは可能ですか。

A. 投資額や固定資産税免除の対象となる建物や償却資産は、施設等の「着工日から完成日の間」に取得されたものを対象とします。通常、着工のために契約を結んだり、それに伴う手付金等を払うことが想定され、また指定申請の提出日が着工後30日以内まで認められているため、指定申請や着工の前に契約を結んだり、一部支払いを行うことは可能です。

ただし、機械等の導入で着工日前に全額を支払い、取得日が着工日以前となるもの、また工事完成後に新たに取得したものについては、投資額や固定資産税免除の対象外となります。

Q. 各種書類提出時の投資額について、税抜・税込のどちらで記載すれば良いですか。

A. 投資額は税込で計算するため、基本的には税込額を記載してください。ただし、固定資産税免除の申請時に記載する投資額は、償却資産申告書に記載する価格と同一にしてください。

Q. 施設等の新設にあたり、手続きを行ない指定通知を受けましたが、着工後に追加で必要な機械を導入しました。この場合、追加した機械は助成の対象外ですか。

A. 指定申請時に想定していなかった機械等を導入する場合は、投資額の増が見込まれますので計画変更承認申請書を提出する必要があります。変更承認申請を行ない、認められれば追加した機械も助成の対象となります。

なお、導入する機械等の内容が変わらなくても、工事費の増などにより当初予定して

いた金額より投資額の増が見込まれる場合は、金額が判明した段階で計画変更承認申請書を提出してください。

また、完成届提出後に取得した機械は対象外です。

Q. 施設等の助成及び課税の免除に係る指定を受けましたが、会社の再編により別会社で事業を続けることとなりました。この場合、助成及び課税の免除は引き続き受けられますか。

A. 何らかの理由により指定を受けた施設等について事業実施者が変わる場合は、承継届（様式第16号）を提出してください。内容に問題がなければ、事業を承継した会社が引き続き助成及び課税の免除を受けることができます。

なお、事業を承継する場合は、助成に係る通算上限額も承継することとなります。

■新設・増設に対する助成に係る雇用増の一例

	R6.4月10日工事着工	R7.8月3日操業開始	R8.8月3日以降交付申請可能	R9.10月10日交付申請
	工事着工	工事完成 操業開始	可能期間 交付申請	交付申請
	R10.3.31まで交付申請可能			
Aさん	雇用期間			対象外 (工事着工以前の採用のため)
Bさん	R6.4月9日採用	雇用期間		対象 (工事着工後採用かつ交付申請時点で1年以上雇用のため)
Cさん			R8.9月15日採用	雇用期間
				対象 (工事着工後採用かつ交付申請時点で1年以上雇用のため)
Dさん			R8.10.11日採用	雇用期間
				対象外 (交付申請時点で1年以上雇用をしていないため)
Eさん	R6.4月10日採用	R6.9月10日退職		雇用期間
				対象 (工事着工後採用かつEさんが退職後2か月以内にFさんを雇用しており、EさんとFさんの合計期間が交付申請時点で1年以上雇用のため)
Fさん		R6.10月15日採用		雇用期間
Gさん			R8.9月15日採用	R8.10月15日退職
				雇用期間
Hさん				R9.12月11日採用
				雇用期間
				対象外 (工事着工後採用かつGさんが退職後2か月以内にHさんを雇用しているが、GさんとHさんの合計雇用期間が交付申請時点で1年に満たないため)

お問い合わせ先

〒080-8670

帯広市西5条南7丁目1

帯広市役所 経済部経済企画課

TEL : 0155-65-4167

Mail : keizai@city.obihiro.hokkaido.jp